

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月31日
【会社名】	スミダコーポレーション株式会社
【英訳名】	SUMIDA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 堀 寛二
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船三丁目7番2号 KDX銀座イーストビル7階
【電話番号】	(03)6758-2470番（代表）
【事務連絡者氏名】	代表執行役CFO 本多 慶行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船三丁目7番2号 KDX銀座イーストビル7階
【電話番号】	(03)6758-2470番（代表）
【事務連絡者氏名】	代表執行役CFO 本多 慶行
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 4,403,697,136円 引受人の買取引受による売出し 258,600,000円 オーバーアロットメントによる売出し 950,355,000円 (注)1. 募集金額は、発行価額の総額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて 買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行 価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行 価格の総額は上記の金額とは異なります。 2. 売出金額は、売出価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式につ いて、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取 引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる 場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を 開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であり ます。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年5月22日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新規発行株式の発行数（国内販売株式数）及び募集条件、引受人の買取引受による売出しの売出条件、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及び売出条件、海外販売に係る発行数（海外販売株式数）及び募集条件、その他この新株式発行並びに株式売出しに関し必要な事項が2023年5月31日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
  - (1) 募集の方法
  - (2) 募集の条件
- 3 株式の引受け
- 4 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額
  - (2) 手取金の使途

#### 第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）

#### 募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 オーバーアロットメントによる売出し等について
- 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について
  - (2) 海外販売に係る発行数（海外販売株式数）
  - (3) 海外販売に係る発行価格
  - (4) 海外販売に係る発行価額（会社法上の払込金額）
  - (5) 海外販売に係る資本組入額
  - (6) 海外販売に係る発行価額の総額
  - (7) 海外販売に係る資本組入額の総額
  - (12) 提出会社が取得する海外販売に係る手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が2023年5月31日（水）となりましたので、一般募集の申込期間は「自 2023年6月1日（木） 至 2023年6月2日（金）」、払込期日は「2023年6月6日（火）」、受渡期日は「2023年6月7日（水）」、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「自 2023年6月1日（木） 至 2023年6月2日（金）」、受渡期日は「2023年6月7日（水）」、シンジケートカバー取引期間は「2023年6月3日（土）から2023年6月22日（木）までの間」、海外販売に係る新規発行年月日（払込期日）は「2023年6月6日（火）」となります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	4,700,000株	権利内容に何ら限定のない当社株式における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1．会社法第416条第4項に基づく2003年10月22日（水）及び2004年7月26日（月）開催の取締役会における決議による委任に従い、2023年5月22日（月）付の代表執行役CEOの決定により発行します。

2．上記発行数は、会社法第416条第4項に基づく2003年10月22日（水）及び2004年7月26日（月）開催の取締役会における決議による委任に従い、2023年5月22日（月）付で代表執行役CEOによって決定された公募による新株式発行の募集株式数4,700,000株の募集（以下「一般募集」といい、当該募集株式数を「一般募集の募集株式数」という。）のうち、日本国内における販売（以下「国内販売」という。）に係る株式数（以下「国内販売株式数」という。）の上限であります。一般募集においては、一般募集の募集株式数のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売に係る株式数を「海外販売株式数」という。）されることがありますが、海外販売株式数は、本有価証券届出書提出日（2023年5月22日）現在、未定です。

なお、一般募集の募集株式数のうち国内販売株式数（新規発行株式の発行数）及び海外販売株式数は、一般募集（海外販売を含む。）の需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されますが、海外販売株式数は一般募集の募集株式数4,700,000株の半数以下とするため、国内販売株式数（新規発行株式の発行数）は一般募集の募集株式数4,700,000株の半数以上となります。

海外販売の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

3．一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）にあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社から当社株主から735,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

< 後略 >

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	3,552,400株	権利内容に何ら限定のない当社株式における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1．会社法第416条第4項に基づく2003年10月22日（水）及び2004年7月26日（月）開催の取締役会における決議による委任に従い、2023年5月22日（月）付の代表執行役CEOの決定により発行します。

2．上記発行数は、会社法第416条第4項に基づく2003年10月22日（水）及び2004年7月26日（月）開催の取締役会における決議による委任に従い、2023年5月22日（月）付で代表執行役CEOによって決定された公募による新株式発行の募集株式数4,700,000株の募集（以下「一般募集」といい、当該募集株式数を「一般募集の募集株式数」という。）のうち、日本国内における販売（以下「国内販売」という。）に係る株式数（以下「国内販売株式数」という。）であります。一般募集においては、一般募集の募集株式数のうちの一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売に係る株式数を「海外販売株式数」という。）され、海外販売株式数は1,147,600株であります。

海外販売の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

3．一般募集及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）にあたり、その需要状況等を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式735,000株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

< 後略 >

## 2【株式募集の方法及び条件】

（訂正前）

2023年5月31日（水）から2023年6月6日（火）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

（訂正後）

2023年5月31日（水）（以下「発行価格等決定日」という。）に決定された発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### （1）【募集の方法】

（訂正前）

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	4,700,000株	7,295,575,000	3,647,787,500
計（総発行株式）	4,700,000株	7,295,575,000	3,647,787,500

＜中略＞

- （注）3．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4．発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、国内販売株式数（新規発行株式の発行数）の上限に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 5．発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2023年5月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（訂正後）

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	3,552,400株	4,403,697,136	2,201,848,568
計（総発行株式）	3,552,400株	4,403,697,136	2,201,848,568

＜中略＞

- （注）3．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額（発行価額の総額）から増加する資本金の額（資本組入額の総額）を減じた額とします。
- 4．発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、国内販売株式数（新規発行株式の発行数）に係るものあります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

（注）5の全文削除

## (2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2023年5月31日(水)から2023年6月6日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数(国内販売株式数)で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、国内販売株式数に係る引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内販売株式数)、海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額(国内販売の手取概算額)、海外販売に係る差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.sumida.com/news/index.php?categoryId=4>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
1,293	1,239.64	619.82	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注) 1. 発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、国内販売株式数に係る引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株式数）、海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額（国内販売の手取概算額）、海外販売に係る差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額をいう。以下同じ。）について、2023年6月1日（木）付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.sumida.com/news/index.php?categoryId=4>）で公表いたします。

&lt; 後略 &gt;

### 3【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
計		4,700,000株	

(注) 国内販売株式数に係る引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、上記引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限(引受株式数は未定)に係るものであります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	3,019,600株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金(1株につき53.36円)となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	355,200株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	177,600株	
計		3,552,400株	

(注) 上記引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)に係るものであります。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,295,575,000	40,000,000	7,255,575,000

- (注) 1. 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額(国内販売の手取概算額)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、2023年5月12日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,403,697,136	30,000,000	4,373,697,136

- (注) 1. 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額(国内販売の手取概算額)は、国内販売株式数(新規発行株式の発行数)に係るものであります。海外販売株式数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
2. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(注) 3の全文削除

## (2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額（国内販売の手取概算額）7,255,575,000円については、海外販売に係る差引手取概算額（未定）及び一般募集と同日付をもって代表執行役CEOが決定した本件第三者割当増資の手取概算額上限1,134,903,750円と合わせた手取概算額合計上限8,390,478,750円について、7,679,000,000円を2024年12月までに当社連結子会社への投融資を通じて当社グループの設備投資資金に充当し、残額は2023年12月までに財務体質改善のため、有利子負債の返済資金に充当する予定であります。具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。なお、当社は主にカスタム品の受注生産ビジネスを営んでいることから、新製品及び増産対応の設備投資は、顧客からの要請に基づき、当社にて採算性を確認できた案件に対して行っています。車載関連及びインダストリー分野での売上高拡大に際して、EV（電気自動車）、HEV（ハイブリッド電気自動車）向け製品が持続的に増大している状況にあり、またインダストリー分野ではグリーンエネルギー関連製品への開発資源重点投入が求められてきています。そのような背景の下、投融資資金の具体的な資金使途は次のとおりです。

Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.（中国・広東省）においては、EV案件への新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として最大1,817百万円（2024年12月までに支出予定）

SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）においては、インダストリー関連市場及び家電関連市場において増加している顧客需要に対応するための工場移転及び増床を目的とした取得資金として最大948百万円（2024年12月までに支出予定）

スミダ電機株式会社（日本）においては、インダストリー関連市場における新製品対応の生産設備及び当該案件に対応するための青森工場の増築を目的とした取得資金として911百万円（2023年12月までに支出予定）

Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd.（中国・江西省）においては、EV案件への新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として801百万円（2023年12月までに支出予定）

Sumida Electric (Changde) Co., Ltd.（中国・湖南省）においては、家電関連市場における新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として760百万円（2023年12月までに支出予定）

SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.（中国・上海）においては、EV案件及び車載関連市場における新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として656百万円（2023年12月までに支出予定）

SUMIDA America, Inc.（アメリカ）においては、EV案件への新製品対応のための設備投資資金として636百万円（2024年12月までに支出予定）

東莞勝美達（太平）電機有限公司（中国・広東省）においては、家電関連市場における既存製品の生産効率向上を目的とした自動化投資資金として586百万円（2023年12月までに支出予定）

SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.（ベトナム・クワンガイ）においては、車載関連市場における既存製品の増産対応及び新製品対応のための設備投資資金として564百万円（2024年12月までに支出予定）

&lt;後略&gt;

(訂正後)

上記差引手取概算額(国内販売の手取概算額)4,373,697,136円については、海外販売に係る差引手取概算額1,412,610,864円及び一般募集と同日付をもって代表執行役CEOが決定した本件第三者割当増資の手取概算額上限905,135,400円と合わせた手取概算額合計上限6,691,443,400円について、6,614,000,000円を2024年12月までに当社連結子会社への投融資を通じて当社グループの設備投資資金に充当し、残額は2023年12月までに財務体質改善のため、有利子負債の返済資金に充当する予定であります。具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。なお、当社は主にカスタム品の受注生産ビジネスを営んでいることから、新製品及び増産対応の設備投資は、顧客からの要請に基づき、当社にて採算性を確認できた案件に対して行っています。車載関連及びインダストリー分野での売上高拡大に際して、EV(電気自動車)、HEV(ハイブリッド電気自動車)向け製品が持続的に増大している状況にあり、またインダストリー分野ではグリーンエネルギー関連製品への開発資源重点投入が求められてきています。そのような背景の下、投融資資金の具体的な資金使途は次のとおりです。

Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.(中国・広東省)においては、EV案件への新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として1,200百万円(2024年12月までに支出予定)

SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.(ベトナム)においては、インダストリー関連市場及び家電関連市場において増加している顧客需要に対応するための工場移転及び増床を目的とした取得資金として500百万円(2024年12月までに支出予定)

スミダ電機株式会社(日本)においては、インダストリー関連市場における新製品対応の生産設備及び当該案件に対応するための青森工場の増築を目的とした取得資金として911百万円(2023年12月までに支出予定)

Sumida Electric (JI'AN) Co., Ltd.(中国・江西省)においては、EV案件への新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として801百万円(2023年12月までに支出予定)

Sumida Electric (Changde) Co., Ltd.(中国・湖南省)においては、家電関連市場における新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として760百万円(2023年12月までに支出予定)

SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.(中国・上海)においては、EV案件及び車載関連市場における新製品対応及び生産効率向上のための自動化を目的とした設備投資資金として656百万円(2023年12月までに支出予定)

SUMIDA America, Inc.(アメリカ)においては、EV案件への新製品対応のための設備投資資金として636百万円(2024年12月までに支出予定)

東莞勝美達(太平)電機有限公司(中国・広東省)においては、家電関連市場における既存製品の生産効率向上を目的とした自動化投資資金として586百万円(2023年12月までに支出予定)

SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.(ベトナム・クワンガイ)においては、車載関連市場における既存製品の増産対応及び新製品対応のための設備投資資金として564百万円(2024年12月までに支出予定)

<後略>

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

2023年5月31日（水）から2023年6月6日（火）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	200,000株	323,810,000	（省略）

- （注）1．引受人の買取引受による売出しは、野村證券株式会社が当社株主であるYawata Zaidan Limited（以下「当初売却人」という。）より買取る当社普通株式200,000株について売出しを行うものであります。
- 2．一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3．一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 4．振替機関の名称及び住所  
 株式会社証券保管振替機構  
 東京都中央区日本橋兜町7番1号
- 5．売出価額の総額は、2023年5月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（訂正後）

2023年5月31日（水）（発行価格等決定日）に決定された引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	200,000株	258,600,000	（省略）

- （注）1．引受人の買取引受による売出しは、野村證券株式会社が当社株主であるYawata Zaidan Limited（以下「当初売却人」という。）より買取る当社普通株式200,000株について売出しを行うものであります。
- 2．一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行います。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3．一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 4．振替機関の名称及び住所  
 株式会社証券保管振替機構  
 東京都中央区日本橋兜町7番1号

（注）5の全文削除

## 2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1．2． 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1． 2．	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

（注）1．日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2023年5月31日（水）から2023年6月6日（火）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、国内販売株式数に係る引受人の引受株式数及び引受人の手取金）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株式数）、海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額（国内販売の手取概算額）、海外販売に係る差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <https://www.sumida.com/news/index.php?categoryId=4>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

&lt; 中略 &gt;

## 4．元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

&lt; 後略 &gt;

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠 金(円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏 名又は名称	元引受契約 の内容
1,293	1,239.64	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注) 1. 発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、国内販売株式数に係る引受人の引受株式数及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内販売株式数)、海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額(国内販売の手取概算額)、海外販売に係る差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額)について、2023年6月1日(木)付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト( [ URL ] <https://www.sumida.com/news/index.php?categoryId=4>)で公表いたします。

&lt; 中略 &gt;

## 4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金(1株につき53.36円)となります。

&lt; 後略 &gt;

## 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	735,000株	1,190,001,750	(省略)

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社から当社株主から735,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、国内販売株式数に係る引受人の引受株式数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株式数）、海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額（国内販売の手取概算額）、海外販売に係る差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[ URL ] <https://www.sumida.com/news/index.php?categoryId=4>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 3. 売出価額の総額は、2023年5月12日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（訂正後）

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	735,000株	950,355,000	（省略）

（注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社から借入れる当社普通株式735,000株の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額、国内販売株式数に係る引受人の引受株式数及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内販売株式数）、海外販売株式数、発行価額の総額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額（国内販売の手取概算額）、海外販売に係る差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数、オーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額、海外販売に係る発行価額の総額、海外販売に係る資本組入額の総額及び海外販売に係る発行諸費用の概算額）について、2023年6月1日（木）付の日本経済新聞及び本有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[ URL ] <https://www.sumida.com/news/index.php?categoryId=4>）で公表いたします。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

（注）3の全文削除

#### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（訂正前）

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

<後略>

（訂正後）

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
1,293	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）

<後略>

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

（訂正前）

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から735,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、735,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

< 中略 >

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

< 後略 >

（訂正後）

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式735,000株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

< 中略 >

（削除）

< 後略 >

### 3 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

（訂正前）

一般募集の募集株式数（公募による新株式発行の募集株式数）4,700,000株のうちの一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがあります。かかる海外販売の内容は次のとおりです。

（訂正後）

一般募集の募集株式数（公募による新株式発行の募集株式数）4,700,000株のうちの一部は、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。かかる海外販売の内容は次のとおりです。

#### (2) 海外販売に係る発行数

（海外販売株式数）

（訂正前）

未定

（注） 上記発行数は、海外販売株式数であり、一般募集（海外販売を含む。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、一般募集の募集株式数4,700,000株の半数以下とします。

（訂正後）

1,147,600株

（注） 上記発行数は、海外販売株式数であります。

(3) 海外販売に係る発行価格

(訂正前)

未定

(注) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定いたします。

<後略>

(訂正後)

1株当たり1,293円

(注) (削除)

<後略>

(4) 海外販売に係る発行価額

(会社法上の払込金額)

(訂正前)

未定

(注) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定いたします。

<後略>

(訂正後)

1株当たり1,239.64円

(注) (削除)

<後略>

(5) 海外販売に係る資本組入額

(訂正前)

未定

(注) 海外販売に係る資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される海外販売に係る資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を海外販売株式数で除した金額とします。

<後略>

(訂正後)

1株当たり619.82円

(注) 海外販売に係る資本組入額は、下記(7)に記載の海外販売に係る資本組入額の総額を海外販売株式数で除した金額とします。

<後略>

(6) 海外販売に係る発行価額の総額

(訂正前)

未定

<後略>

(訂正後)

1,422,610,864円

<後略>

(7) 海外販売に係る資本組入額の総額  
 (訂正前)

未定

(注) 海外販売に係る資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される海外販売に係る資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、海外販売に係る増加する資本準備金の額は、海外販売に係る資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

(訂正後)

711,305,432円

(注) 海外販売に係る資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、海外販売に係る増加する資本準備金の額は、海外販売に係る資本金等増加限度額（海外販売に係る発行価額の総額）から増加する資本金の額（海外販売に係る資本組入額の総額）を減じた額とします。

(12) 提出会社が取得する海外販売に係る手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

海外販売に係る手取金の総額	
払込金額の総額（海外販売に係る発行価額の総額）	未定
海外販売に係る発行諸費用の概算額	未定
海外販売に係る差引手取概算額	未定

<後略>

(訂正後)

海外販売に係る手取金の総額	
払込金額の総額（海外販売に係る発行価額の総額）	1,422,610,864円
海外販売に係る発行諸費用の概算額	10,000,000円
海外販売に係る差引手取概算額	1,412,610,864円

<後略>